目的税(入湯税・都市計画税)の使途について

1. 入湯税(地方税法第701条)

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものです。

(単位:千円)

充当事業区分	令和6年度	地方債等の特定財源	一般財源	
	事 業 費			うち入湯税充当額
環境衛生施設整備事業	71, 194	0	71, 194	4, 136
鉱泉源の保護管理施設	0	0	0	0
消防施設等の整備事業	108, 820	96, 201	12, 619	733
観光施設の整備事業	53, 265	41, 958	11, 307	657
観光振興	13, 560	8, 936	4, 624	269
基金繰入	5, 003	3	5, 000	5, 000
合 計	251, 842	147, 098	104, 744	10, 795

2. 都市計画税(地方税法702条)

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地 区画整理事業に要する費用に充てるため、これを課税するものです。

(単位:千円)

充当事業区分		令和6年度事業費	地方債等の 特 定 財 源	一般財源	うち都市計画税 充 当 額
都市計画事	公 園 費 (都市公園の管理経費等)	1, 941	1, 941	0	0
	下 水 道 費 (下水道事業に係る負担金)	71, 194	0	71, 194	13, 092
	そ の 他 (都市計画事務経費等)	10, 639	527	10, 112	1,860
業費	都市計画事業計 (A)	83, 774	2, 468	81, 306	14, 952
等 地方債償還額(B)		10, 928	0	10, 928	2, 009
合計 (A+B) (C)		94, 702	2, 468	92, 234	16, 961

※入湯税及び都市計画税は、各事業の一般財源の比率に応じて充当しています。